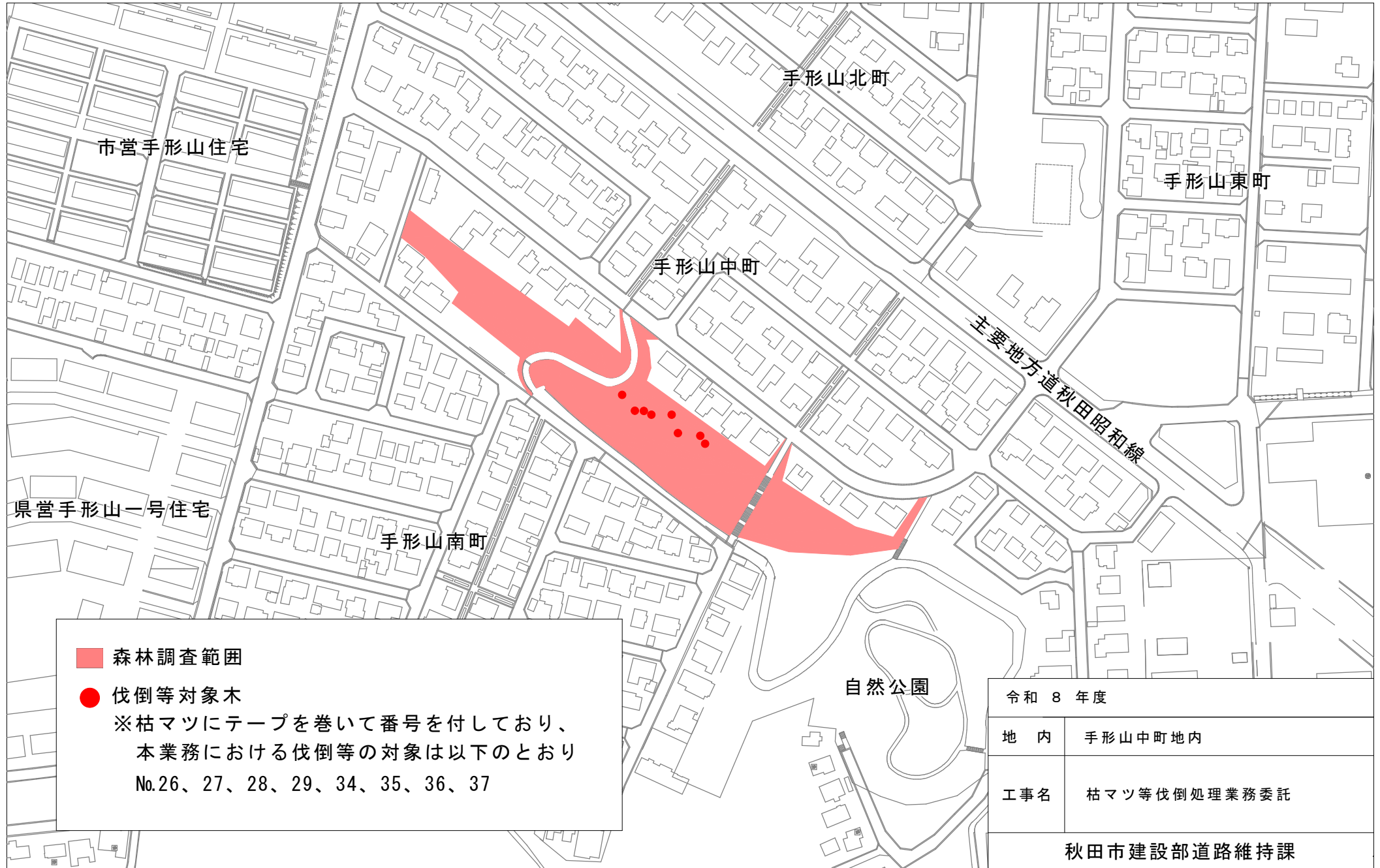


設 計 書

道管第55号

	課		担		担当リーダー		設計担当者 道路維持課 道路維持担当 内 線 () 印
年 度	令 和 8 年 度				作 成 年 月 日	令 和 8 年 9 月 9 日	
委 託 名	枯マツ等伐倒処理業務委託				委 託 概 要		
					森林調査 (マツ林) A = 0. 9 1 h a		
					枯損木伐倒処理 (マツ林) N = 8 本		
業 務 箇 所	手形山中町地内						
設 計 金 額							
財 源 区 分	国 補 ・ (県 補) ・ 市 単						
履 行 期 間	令和 9 年 2 月 26 日まで				主任調査員 (職名) 氏 名 ()		
					調 査 員 (職名) 氏 名 ()		

箇所図



枯マツ等伐倒処理業務委託特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この特記仕様書は、「枯マツ等伐倒処理業務委託」に適用するものであり、特別な指示のない限りこの仕様書に従い業務を実施しなければならない。

(業務目的)

第2条 本業務は、松くい虫被害等により枯死し、景観維持および安全面から支障になる立木の伐倒処理により、景観改善と市民の安全や財産を守ることを目的とする。

(受託者の義務)

第3条 受託者は関係法・規則等諸法令を遵守するとともに、労務者の管理等法律の定めるところに従い、遺漏のないよう実施すること。また、対象林地の保護管理、特に火災等の予防には万全の措置を講ずること。

(業務概要)

第4条 本業務の概要は以下のとおりである。

- (1) 業務箇所 秋田市手形山中町地内
- (2) 業務内容 森林調査 0.91ha
枯損木伐倒処理 一式

(事前協議)

第5条 業務実施にあたり、受託者はあらかじめ調査職員の指示を受け、具体的な方法について十分協議し、業務を実施しなければならない。

(業務の履行)

第6条 受託者は以下のとおり業務を実施すること。

- (1) 森林調査対象地内の枯損木を毎木調査し、ナンバーテープにより番号を付すこと。
- (2) 枯損木調査データは、枯損木の本数および材積について集計を行い、枯損木調査表にとりまとめるものとし、集計したデータはCD-R等に保存して提出すること。
- (3) 伐倒方向に十分注意するとともに、伐採の高さは、できるだけ地際から伐採すること。
- (4) 伐倒木等は、敷地内や道路周辺に放置しないものとし、併せて土砂の流出等が生じないように十分に配慮すること。
- (5) 伐倒処理材については調査職員と協議し、適正に処分すること。
- (6) 万が一事故が発生した場合は、迅速かつ適切な措置を講じるとともに、調査職員へ報告すること。

(業務完了報告)

第7条 受託者は、本業務が完了したときは、下記成果品等を速やかに提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 業務実施箇所の全景写真（撮影困難な場合は数箇所多方面から撮影）
- (3) 業務着手前および完成後の写真（原則同一構図）

(その他)

第8条 上記のほか、秋田県が制定する「安全・安心な森整備事業実施要領」および「マツ林・ナラ林等景観向上事業実施基準」に基づき業務を実施すること。また、本仕様書に記載のない事項については、調査職員の指示を受けること。

本業務委託費内訳書

委託名	枯マツ等伐倒処理業務委託						
区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
業務委託費							
森林調査		式	1				
森林調査	諸経費を含む	ha	0.91				単価表第1号
枯損木伐倒処理		式	1				
枯松伐採	C=30cm以上60cm未満	本	1				
枯松伐採	C=60cm以上90cm未満	本	3				
枯松伐採	C=90cm以上120cm未満	本	1				
枯松伐採	C=120cm以上150cm未満	本	3				
木くず処分費		t	22				
木くず積込運搬費		t	22				
重機回送費		式	1				
仮設費		式	1				明細書第1号
諸経費	共通仮設費、現場管理費、 一般管理費	式	1				
委託価格		式	1				一万円未満切捨て
消費税額および地方消費税額		式	1				10%
業務価格計		式	1				

明細書

仮設費

1 式当たり

第 1 号

項目	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷鉄板	5*10	枚	15			
大型土のう		袋	15			
設置・撤去費		式	1			
運搬費		回	2			
計						